

# 野田市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(案) に対するパブリック・コメント手続の意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

## 1 政策等の題名

野田市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）

## 2 意見の募集期間

平成 27 年 1 月 6 日（火）から平成 27 年 2 月 4 日（水）まで

## 3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	1 人	5 件
②提出方法	直接持参	0 人 0 件
	郵送	0 人 0 件
	F A X	0 人 0 件
	Eメール	1 人 5 件
③計画等に反映した意見		0 件

## 4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	第 6 条第 1 項（墓地等の経営等の許可の基準） 市民（国民）の人の死、葬儀、先祖に対しての価値観の変化の中、墓地の経営を宗教法人に限定すべきでは無いと考える。 むしろ、積極的に民間企業の墓地経営を認めるべきである。	国からの通知により「墓地等（墓地、納骨堂、火葬場）の経営主体は、地方公共団体が原則であり、これによりがたい場合は宗教法人又は公益法人に限る。」とされております。これは、墓地等の永続的管理の必要性とともに、墓地等の健全な経営を確保するために営利を追求しない公益的事業として運営されるべきであるという考えに基づくものです。 野田市においても同様に民間企業の墓地経営を認める考えはございません。	修正無し
2	第 6 条第 1 項（墓地等の経営等の許可の基準） 地方公共団体が経営しようとする場合を削除する理由が見当たらない。	地方公共団体を削除したのは、今後の野田市の墓地需要予測で、概ね 20 年間は現在の墓地数で充足しており、市営墓地の必要性がないこと、及び他の自治体の住民のための公営墓地の設置を回避するためのものです。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
3	<p>第6条第3項（墓地等の経営等の許可の基準）</p> <p>火葬場の経営については地方公共団体に加えて市内宗教法人にのみ認める規定はバランスに欠けると考える。</p> <p>現状でも火葬場は指定管理者制度により民間参入が可能なのであるから民間企業による火葬場経営をはっきりと規定すべきと考える。</p>	<p>国からの通知により「墓地等（墓地、納骨堂、火葬場）の経営主体は、地方公共団体が原則であり、これによりがたい場合は宗教法人又は公益法人に限る。」とされております。これは、墓地等の永続的管理の必要性とともに、墓地等の健全な経営を確保するために営利を追求しない公益的事業として運営されるべきであるという考えに基づくものです。</p> <p>指定管理者制度による民間参入については、地方自治法の規定に基づき、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と規定されているもので、経営ではなく、管理を行っているものです。</p>	修正無し
4	<p>第13条の6（埋葬の禁止）</p> <p>埋葬とは土葬以外に遺骨の埋葬も含まれる用語である。</p> <p>市民（国民）の葬送への価値観と葬送の多様化に対応するために遺骨の埋葬については認めるべきと考える。（現在、散骨は埋葬でないとの解釈。散骨して土をかけると埋葬と解釈される。樹木葬などを考えると遺族感情としては遺骨を明確に土に帰らせるニーズがある。）</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律第2条で「埋葬」とは、死体を土中に葬ること。「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。と定義されております。本条例（案）では墳墓に死体を埋葬することを禁止しており、火葬後の遺骨を埋めることは規制しておりません。</p> <p>なお、地面に穴を掘りその穴の中に焼骨をまいた上で、その上に土をかけ、樹木の苗木を植える方法により焼骨を埋めることは、墓地、埋葬等に関する法律第4条の焼骨の埋蔵にあたります。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
5	<p>その他 墓地、火葬場、納骨堂の増設についての規定がない。 これらの増設については無制限に出来るのではないか。</p>	<p>墓地の増設の許可は、条例第6条第4項に規定する「墓地の区域の変更」に該当します。 規則で「変更をする前の墓地の面積と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計が、当該変更に係る墓地の内、平成13年3月31日現在、法第10条第1項の規定による許可を受けた墓地の面積の2倍の面積以下であること」と規定しており、無制限に増設はできません。 火葬場の増設の許可は、条例第6条第6項で「火葬場の施設の変更の許可」の規定で新規の条件と同様に基準を設けております。 納骨堂の増設の許可は、条例第6条第5項で「納骨堂の施設の変更の許可」に該当します。</p>	修正無し